

# 就学校の指定変更及び区域外就学の審査基準

NO	区 分	申立て・願い出の事由	対象学年	期 間	○添付書類 ◎条件																								
1	住居の異動による変更	・転居、転出のため転校しなければならないが、家庭の事情や教育的配慮等の理由により、引続き在学に就学したい。	全学年	《市内転居》 必要とする期間	◎最終学年以外の学年で、卒業までの期間、在学に就学したい場合は、校長との協議が必要																								
		・住居事情(住宅の改築等)により一時的に住所地以外に居住し、在学に引き続き就学したい。		《市外転出》 学期末、学校行事終了までの期間(最終学年の場合は卒業までの期間)	○区域外就学…転出先の住民票(世帯全員)																								
		・引越しの予定があり、予め転居又は転入予定地の学校に就学したい	全学年	引越しの日までの期間	○改築等の終了期間が確認できる書類(改築工事請負契約書、賃貸契約書等の写) ○区域外就学…現住所地の住民票(世帯全員)																								
2	家庭の事情による変更	・下校後の保護先(祖父母宅、勤務先等)の近くの学校に就学したい。	小学校の全学年	必要とする期間	○保護先、勤務先の所在地が確認できる書類 ○区域外就学…現住所地の住民票(世帯全員)																								
		・やむを得ない事情により住民登録できないが、市内に居住している場合	全学年	必要とする期間(1年度毎に更新)	○居住地の確認ができる書類(賃貸契約書) ○区域外就学…現住所地の住民票(世帯全員)																								
3	部活動による変更	・指定された中学校に希望する部活動がないため、希望する部活動のある他の中学校に就学したい。	中学校の新1学年	必要とする期間	◎入学年度の4月当初からの変更に限る																								
4	教育的配慮による変更	・国際教室入級のため指定校以外に就学する場合	全学年	必要とする期間	◎教育委員会の面接で国際教室入級が必要と判断された者																								
		・身体、性格、いじめ等により配慮を必要とする場合	全学年	必要とする期間	◎就学事務担当課長の保護者面接及び関係学校長との協議が必要																								
		・小学校を指定変更した者が同一学区の中学校を希望する場合	中学校の新1学年	必要とする期間																									
		・指定校の変更を受けた児童生徒の兄弟姉妹が、同じ学校を希望する場合	全学年	必要とする期間	○区域外就学…現住所地の住民票(世帯全員)																								
5	その他教育長が特別な配慮を必要と認めた場合による変更		全学年	必要とする期間																									
6	調整区域による変更	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">地理的環境により調整を認める区域</th> <th style="width: 20%;">指定校</th> <th style="width: 50%;">変更できる学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>深谷上3丁目10番付近(スポーツセンター北側)</td> <td>綾瀬小</td> <td>寺尾小</td> </tr> <tr> <td>落合北1丁目1番1号(エムケーチーズ工場)</td> <td>綾瀬小</td> <td>落合小</td> </tr> <tr> <td>早川地内 県道吉岡海老名線沿線</td> <td>早園小</td> <td>綾西小</td> </tr> <tr> <td>小園1056番地付近(天台小西側)</td> <td>早園小</td> <td>天台小</td> </tr> <tr> <td>落合南4丁目27番(ダイアハレス長後)</td> <td>土棚小</td> <td>綾南小</td> </tr> <tr> <td>厚木基地内</td> <td>寺尾小</td> <td>北の台小</td> </tr> <tr> <td>寺尾中2丁目(県営住宅)</td> <td>北の台中</td> <td>綾北中</td> </tr> </tbody> </table>	地理的環境により調整を認める区域	指定校	変更できる学校	深谷上3丁目10番付近(スポーツセンター北側)	綾瀬小	寺尾小	落合北1丁目1番1号(エムケーチーズ工場)	綾瀬小	落合小	早川地内 県道吉岡海老名線沿線	早園小	綾西小	小園1056番地付近(天台小西側)	早園小	天台小	落合南4丁目27番(ダイアハレス長後)	土棚小	綾南小	厚木基地内	寺尾小	北の台小	寺尾中2丁目(県営住宅)	北の台中	綾北中	全学年	卒業までの期間	◎中学校は、承認を受けた小学校の通学区域とする。
		地理的環境により調整を認める区域	指定校	変更できる学校																									
		深谷上3丁目10番付近(スポーツセンター北側)	綾瀬小	寺尾小																									
		落合北1丁目1番1号(エムケーチーズ工場)	綾瀬小	落合小																									
		早川地内 県道吉岡海老名線沿線	早園小	綾西小																									
		小園1056番地付近(天台小西側)	早園小	天台小																									
		落合南4丁目27番(ダイアハレス長後)	土棚小	綾南小																									
		厚木基地内	寺尾小	北の台小																									
寺尾中2丁目(県営住宅)	北の台中	綾北中																											

※共通の条件として、通学時の安全については、保護者が責任を負うものとします。

※就学校の指定変更及び区域外就学に係る申立て・願い出は、事由発生後に速やかに行ってください。

翌年度新入学者における申立て・願い出は、前年の10月1日以降から行うことができます。